

消費税増税により変更のある介護保険サービスをご紹介します

お問い合わせ 市役所高齢福祉課 介護保険係 ☎63-3790

平成26年4月1日からの消費税率の上昇に伴い、介護保険サービスのサービス利用料も改定されました。また、利用料の上昇に伴いサービス量が低下しないように、支給限度基準額（在宅サービスの介護度ごとの上限額）も改定されました。

介護保険被保険者証（色：黄色）

介護認定を受けている方がお持ちの「介護保険被保険者証」に記載されている「支給限度基準額欄」が改定されますが、平成26年3月31日以前に発行した被保険者証をそのままお使いください。サービス事業者が改定後の額に読み替えて対応します。（4月1日以降に発行する被保険者証については、改定後の額が記載されます。）

在宅サービスの利用限度額

介護保険の在宅サービスでは、要介護状態区分に応じて「(A)利用限度額」が決められており、その範囲内でサービスを利用した場合は、「(B)利用者負担」は1割です。ただし、上限を超えてサービスを利用した場合は、超えた分が利用者負担となります。

1か月の在宅サービスの支給限度基準額（利用限度額）

要介護状態区分	(A)利用限度額	(B)利用者負担額(1割分)	改定 ➔	要介護状態区分	(A)利用限度額	(B)利用者負担額(1割分)
要支援1	49,700円	4,970円			要支援1	50,030円
要支援2	104,000円	10,400円		要支援2	104,730円	10,473円
要介護1	165,800円	16,580円		要介護1	166,920円	16,692円
要介護2	194,800円	19,480円		要介護2	196,160円	19,616円
要介護3	267,500円	26,750円		要介護3	269,310円	26,931円
要介護4	306,000円	30,600円		要介護4	308,060円	30,806円
要介護5	358,300円	35,830円		要介護5	360,650円	36,065円

上記は一例です。サービスにより利用限度額や利用者負担額が異なるものもあります。詳しくは担当の介護支援専門員や市役所高齢福祉課介護保険係までお問い合わせください。

子育てに役立つセミナー「ペアレントトレーニング」を開催します

お問い合わせ 市役所社会福祉課 子ども若者相談センター ☎81-1310 FAX81-1311

発達障がい等を抱える子どもの親を対象とした子育てセミナーです。子どもの行動を客観的に観察し、対応のコツをみんなで話し合いながら学びます。次の3コースを行います。

コース	開催時期	開催時間	会場	参加費(資料代等)
(1)小学1～2年生の保護者向け	5月から (おおむね月2回・計11回)	午後3時～5時	金井小学校	1家族2,000円
(2)3～5歳児の保護者向け	5月から (おおむね月2回・計5回)	午前10時～正午	金井児童クラブ (金井小学校併設)	1家族1,000円
(3)3～5歳児の保護者向け	9月から (おおむね月2回・計5回)	午前10時～正午	金井児童クラブ (金井小学校併設)	1家族1,000円

※原則全回参加。参加費は、初回時に納付書をお渡しします。

申込期限 (1)・(2)とも4月18日(金)までに申込書を提出してください。

なお、9月開催となる(3)は、8月8日(金)締切です。

詳細は、市役所社会福祉課子ども若者相談センターへお問い合わせください。

